

滋賀県医師キャリア形成プログラム

滋賀県医師キャリアサポートセンター

令和2年（2020年）11月 策定

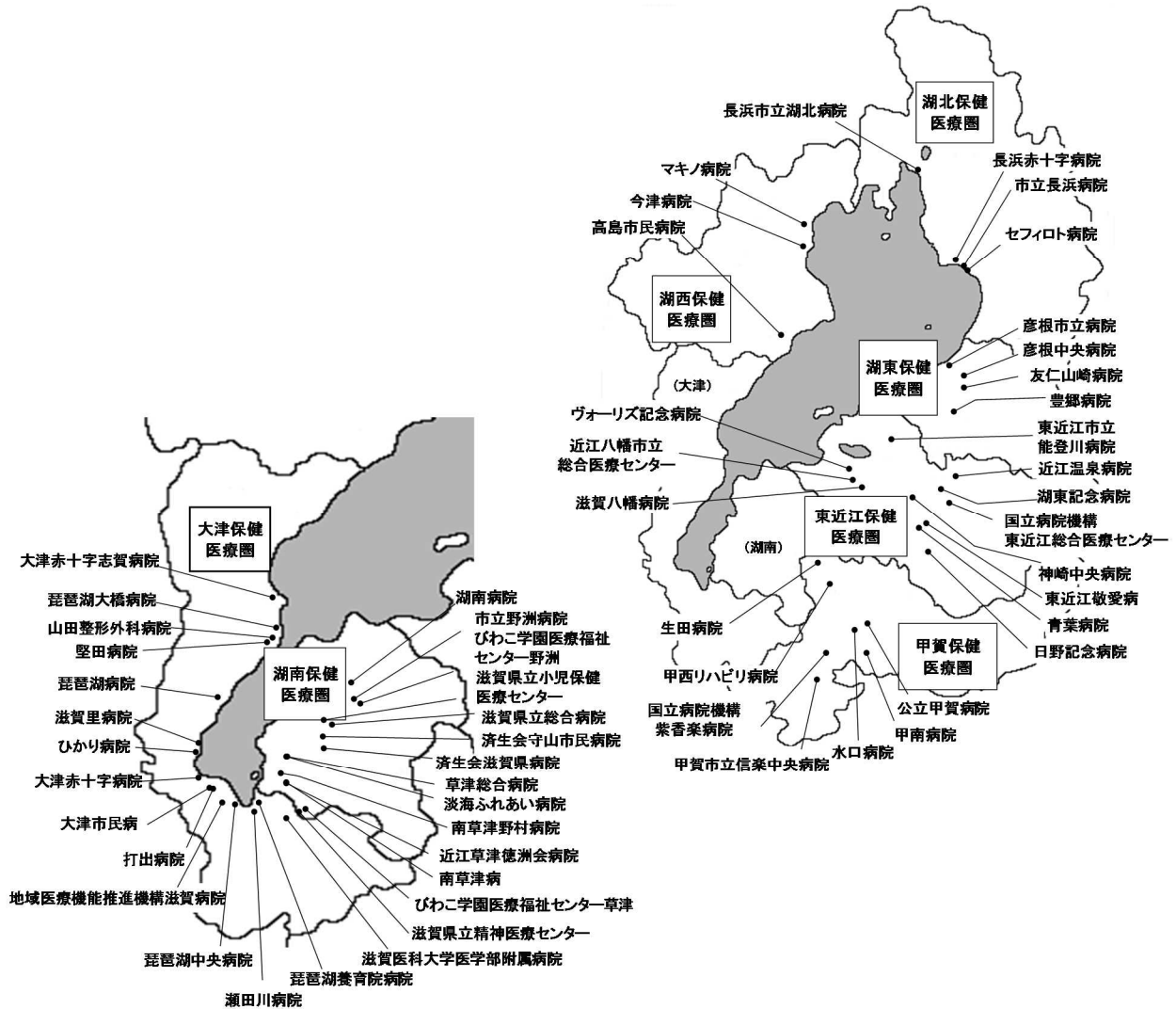
令和3年（2021年）3月 改訂

目次

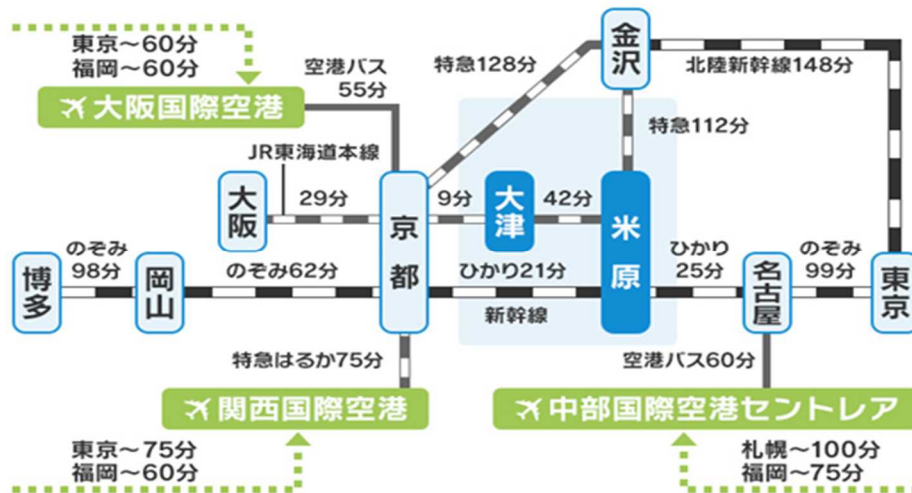
滋賀県内の保健医療圏と病院所在地	・ ・ ・	1
滋賀県へのアクセス	・ ・ ・	1
1. 基本事項	・ ・ ・	2
2. 診療科別基本プログラム	・ ・ ・	7
○内科		
・ 循環器内科	・ ・ ・	7
・ 呼吸器内科	・ ・ ・	11
・ 消化器内科	・ ・ ・	15
・ 血液内科	・ ・ ・	19
・ 糖尿病・内分泌内科	・ ・ ・	23
・ 腎臓内科	・ ・ ・	27
・ 脳神経内科	・ ・ ・	31
○小児科	・ ・ ・	35
○皮膚科	・ ・ ・	39
○精神科	・ ・ ・	43
○外科		
・ 消化器外科	・ ・ ・	47
・ 乳腺一般外科	・ ・ ・	51
・ 心臓血管外科	・ ・ ・	55
・ 呼吸器外科	・ ・ ・	59
○整形外科	・ ・ ・	63
○産婦人科	・ ・ ・	67
○眼科	・ ・ ・	71
○耳鼻咽喉科	・ ・ ・	75
○泌尿器科	・ ・ ・	79
○脳神経外科	・ ・ ・	83
○放射線科	・ ・ ・	87
○麻酔科	・ ・ ・	91
○病理	・ ・ ・	95
○救急科	・ ・ ・	99
○リハビリテーション科	・ ・ ・	103

※下記の基本診療科は順次作成予定
形成外科、総合診療

【滋賀県内の保健医療圏と病院所在地】



【滋賀県へのアクセス】



1. 基本事項

(1) プログラムの目的

滋賀県医師キャリア形成プログラム（以下「プログラム」という。）は、下記の目的を達成するため、滋賀県医師キャリアサポートセンター（以下「センター」という。）において策定する。

- ・ 就業義務年限中のキャリアパスや取得可能な資格・技能を予め明示することにより、修学資金貸与者等のキャリア形成を支援し、本県の地域医療を支える人材を育成する。
- ・ 修学資金貸与者等の県内医療機関への就業や定着を促すとともに、滋賀県が指定する地域の医療機関への派遣により県内の医師偏在解消を図る。

(2) プログラム適用対象者

プログラムは、次に掲げる者に対し適用する。

- ① 滋賀県医学生修学資金（全国の医学部在籍者を対象とした修学資金）貸与者
- ② 滋賀県医師養成奨学金（滋賀医科大学医学部在籍者を対象とした奨学金）貸与者

※ プログラムが義務的に適用されるのは、平成 30 年度以降に滋賀県医学生修学資金および滋賀県医師養成奨学金の貸与を開始した者。

※ 今後、自治医科大学医学部を卒業した医師も適用予定。

※ その他プログラムの適用を希望する者については個別に対応する。

(3) プログラムの内容

ア プログラム参加期間

貸与を受けていた修学資金の貸与要綱等に規定する就業義務年限と同期間をプログラム参加期間とする。

適用対象者	就業義務年限	知事が指定する医療機関での勤務期間
滋賀県医学生修学資金貸与者	6 年（※1）	就業義務年限の 5 年目および 6 年目（※1）
滋賀県医師養成奨学金貸与者	9 年（※2）	就業義務年限の 6 年目以降

※1) 平成 29 年度までに貸与を開始した者は 5 年。知事が指定する医療機関での勤務期間は就業義務年限の 4 年目および 5 年目

※2) 滋賀医科大学医学部学士編入学者で、令和元年度までに貸与を開始した者は 7 年。

注 1) 修学資金等を貸与していないプログラム適用希望者については、滋賀県医師養成奨学金貸与者に準じ 9 年間のプログラム参加を推奨することとする。

注 2) 就業義務年限中、滋賀県が指定する地域の医療機関において 4 年間（就業義務年限が 6 年または 7 年の場合は 3 年間）以上診療業務に従事する。ただし、滋賀県地域医療対策協議会において承認を得た場合はその限りではない。

イ キャリア形成支援の対象となる診療科

プログラムの対象とする診療科は、(一社)日本専門医機構が定めた専門研修プログラムにおける19の基本診療科のうち、滋賀県内に基幹施設がある診療科とする。

貸与を受けている資金の貸与要綱において特段の定めがない場合に限り、診療科の選択について制限は設けない。

※本県に基幹施設の無い基本診療科を選択する場合は、個別に対応する。

ウ 身分・待遇

プログラム適用対象者は、就業義務年限中は、原則として研修・勤務を行う医療機関の職員として雇用され、当該施設の勤務条件に従って処遇される。

エ 一時中断

プログラム適用対象者は、センターと十分に調整の上、次に掲げる理由によりプログラムの適用を一時中断することができる。ただし、プログラムの中断期間は、就業義務年限に算入しない。

- ① 大学院（医学を履修する課程に限る。）に在籍しているとき。（県内の医療機関で常勤医として診療業務に従事しながら在籍している場合は中断にならない）
- ② 国内または海外の病院または研究所等で医療に関する研修（臨床研修を除く）を受けているとき
- ③ 医療に関する研究のために海外へ留学しているとき
- ④ 産前産後休暇もしくは育児休暇またはこれらに相当する休暇を取得しているとき
- ⑤ 県内の病院以外の医療機関において診療業務に従事しているとき（臨床研修除く）
- ⑥ 疾病・負傷その他の事由により診療業務に従事していないとき

なお、一時中断ができる上限年数は、貸与を受けていた修学資金の貸与要綱の規定に従い、下記のとおりとする。

適用対象者	①に該当する期間	②～⑥に該当する期間	最大年数
滋賀県医学生修学資金 貸与者	4年	合計3年	7年
滋賀県医師養成奨学金 貸与者	4年	合計4年	8年

※修学資金等の貸与を伴わないプログラム適用者については、個別に対応する。

(4) プログラムの選択・策定

ア 基本プログラムの設定

診療科別に基本となるプログラムを作成し、下記のコースパターンを設定する。

①基本コース

専門医資格の早期取得を目的とし、資格取得後は専門医として地域医療に貢献する。

②地域医療重視コース

市中病院を中心にローテートし、実践を通して、地域医療に必要な能力の取得を目的とする。

③大学院進学コース

専門医資格の取得とともに、就業義務期間中に大学院に進学し、学位取得も目指す。

イ 基本プログラムの策定

基本プログラムはセンターで策定し、滋賀県地域医療対策協議会において決定する。基幹施設や連携施設の変更・追加があった場合は、同様の手続きにより決定する。

ウ 個別プログラムの策定

基本プログラムを基に、プログラム適用対象者ごとの個別プログラムを策定する。

①センターは、プログラム適用対象者のキャリア形成を支援するため、定期的に面談を実施するとともに、将来の進路に関する希望等について確認・助言を行う。

②センターは、プログラム適用対象者となる医学生が6年生に進級した際に、プログラムの適用について書面により同意を求める。

③プログラム適用対象者は、臨床研修2年目の9月までに志望する診療科を選択する。

④センターは、プログラム適用者が選択した診療科において、県内医療機関での研修・勤務とキャリア形成が両立できるよう、基本プログラムを基に個別プログラムを策定する。

⑤プログラム適用対象者ごとの個別プログラムは、滋賀県地域医療対策協議会の承認を得てから開始する。

⑥個別プログラム適用後も、センターはプログラム適用対象者と毎年度面談を実施し、本人の希望や県内の医師充足状況を踏まえ、個別プログラムを修正する。

⑦知事が指定する医療機関での勤務期間中の派遣先病院は、センターで選定し、滋賀県地域医療対策協議会で決定する。派遣先病院の選定にあたっては、プログラム適用対象者との面談結果を踏まえ、関連する大学医局と調整を行う。

(5) 研修・勤務先医療機関

ア 共通事項

- ・ 県内医療機関のうち、大津・湖南圏域に所在する医療機関をA群、それ以外の圏域に所在する医療機関をB群とする。なお、この病院群の区分は、県内の医師充足状況等により変動する可能性がある。
- ・ プログラム適用対象者は、就業義務年限中、原則としてB群に分類する医療機関で4年間(義務年限が6年または7年の者は3年間)以上勤務する必要がある。ただし、

滋賀県地域医療対策協議会において承認を得た場合はその限りではない。

イ 臨床研修

- ・ 大学卒業後、医師臨床研修マッチング協会が定めるマッチングの手続きに従い、県内にある表 1 の基幹型臨床研修病院等において臨床研修を実施する。

<表 1 滋賀県内の基幹型臨床研修病院等>

圏域名	病院名
大津	市立大津市民病院、大津赤十字病院、滋賀医科大学医学部附属病院
湖南	草津総合病院、滋賀県立総合病院、済生会滋賀県病院
甲賀	公立甲賀病院
東近江	東近江総合医療センター、近江八幡市立総合医療センター
湖東	彦根市立病院
湖北	市立長浜病院、長浜赤十字病院
湖西	高島市民病院

- ・ 臨床研修病院の選択は、原則として自由とする。なお、B群に分類される基幹型臨床研修病院で研修を受けた場合は、臨床研修の期間もB群での勤務期間として算入する。

ウ 専門研修

- ・ プログラム適用対象者は、臨床研修修了後、原則として県内基幹施設の専門研修プログラムに登録することとする。

※本県に基幹施設の無い基本診療科を選択する場合は個別に対応する。

エ 知事が指定する医療機関

- ・ 知事が指定する医療機関については、次頁の表 2 に掲げる医療機関のうち、原則としてB群に分類される医療機関とする。ただし、滋賀県地域医療対策協議会において承認を得た場合はその限りではない。

＜表2 知事が指定する医療機関（滋賀県医学生修学資金貸与要綱第8条第1項第1号および滋賀県医師養成奨学金貸与要綱第5条第1項第1号に規定する医療機関）＞

医療機関名	所在地による分類	公的医療機関	医療法第31条に規定する	国立行政法人国立病院機構が開設する病院	国立大学法人滋賀医科大学医学部附属病院	床3条第1号に規定する基幹型臨床研修病院	医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令第3条第1号に規定する基幹型臨床研修病院	総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター、周産期協力病院	小児救急医療支援事業参加病院	精神科救急医療輪番病院	二次救急医療病院群輪番制参画病院	災害拠点病院	重症障害児施設として指定されている病院	(一社)日本専門医機構が認定した総合診療専門プログラムにおける基幹施設・連携施設
市立大津市民病院	大津市	A	○			○		○			○	○		
大津赤十字病院	大津市	A	○			○		○	○		○	○		○
大津赤十字志賀病院	大津市	A	○											
滋賀医科大学医学部附属病院	大津市	A			○			○			○	○		○
滋賀里病院	大津市	A								○				
(独)地域医療機能推進機構滋賀病院	大津市	A									○			○
瀬田川病院	大津市	A								○				
琵琶湖病院	大津市	A								○				
琵琶湖大橋病院	大津市	A									○			
近江草津徳洲会病院	草津市	A							○					
草津総合病院	草津市	A				○		○			○	○		
滋賀県立精神医療センター	草津市	A	○							○				
びわこ学園医療福祉センター草津	草津市	A											○	
滋賀県立小児保健医療センター	守山市	A	○											
滋賀県立総合病院	守山市	A	○			○								
済生会守山市市民病院	守山市	A	○						○		○			
済生会滋賀県病院	栗東市	A	○			○		○	○		○	○		
湖南病院	野洲市	A								○				
びわこ学園医療福祉センター野洲	野洲市	A											○	
市立野洲病院	野洲市	A	○								○			
甲賀市立信楽中央病院	甲賀市	B	○											○
公立甲賀病院	甲賀市	B	○			○		○	○		○	○		
(独)国立病院機構 紫香楽病院	甲賀市	B		○										
水口病院	甲賀市	B								○				
ヴォーリス記念病院	近江八幡市	B												○
近江八幡市立総合医療センター	近江八幡市	B	○			○		○	○		○	○		○
滋賀八幡病院	近江八幡市	B								○				
(独)国立病院機構 東近江総合医療センター	東近江市	B	○			○		○	○		○			○
湖東記念病院	東近江市	B									○			
東近江敬愛病院	東近江市	B									○			
東近江市立能登川病院	東近江市	B	○								○			
日野記念病院	日野町	B							○		○			
彦根市立病院	彦根市	B	○			○		○	○		○	○		
彦根中央病院	彦根市	B									○			
友仁山崎病院	彦根市	B									○			
豊郷病院	豊郷町	B									○	○		
市立長浜病院	長浜市	B	○			○		○	○		○			
セフィロト病院	長浜市	B								○				
長浜赤十字病院	長浜市	B	○			○		○	○		○	○		○
長浜市立湖北病院	長浜市	B	○								○			○
高島市民病院	高島市	B	○			○		○	○		○	○		○

※総合診療の専門研修を受講する者のみ、下記の診療所も指定可能とします。

大津ファミリークリニック	大津市	A												○
医療生協こうせい駅前診療所	湖南市	B												○
弓削メディカルクリニック	竜王町	B												○
地域包括ケアセンターいぶき	米原市	B	○											○
米原市地域包括医療福祉センター	米原市	B	○											○
浅井東診療所	長浜市	B	○											○
中之郷診療所	長浜市	B	○											○
高島市民病院朽木診療所	高島市	B	○											○